

大腸がん検診精度管理調査検診実施機関評価基準

◆1 評価基準

内容	項目	番号
1. 受診者への説明	(1) 便潜血陽性で要精密検査となった場合には、原則として内視鏡検査により必ず精検を受ける必要があることを事前に明確に知らせているか	1
	(2) 精密検査の方法(大腸内視鏡検査または注腸X線検査)の方法や内容について説明しているか	2
	(3) 精密検査結果の市町村への報告などの個人情報の取り扱いについて、受診者に対し十分な説明を行っているか	3
2. 検査の精度管理	(1) 臨床検査技師のために技術講習会や研修会などを定期的で開催しているか	4
	(2) 検査は、便潜血2日法を行っているか	5
	(3) 便潜血キットが定量法の場合はカットオフ値を把握しているか	6
	(4) 大腸がん検診マニュアル(1992)に記載された方法に準拠して行っているか	7
3. 検体の取り扱い	(1) 採便方法についてチラシやリーフレットを用いて受診者に説明しているか	8
	(2) 検便採取後即日(2日目)回収を原則としているか	9
	(3) 採便後は検体を冷蔵庫あるいは冷所に保存するよう受診者に指導しているか	10
	(4) 受診者から検体を回収してから自施設で検査を行うまでの間あるいは検査施設へ引き渡すまでの間、冷蔵保存しているか	11
	(5) 検診機関では検体を受領後冷蔵保存しているか	12
	(6) 検体受領後原則として24時間以内に測定しているか	13
	(7) 受診者への通知のための市町村への結果報告は、検体回収後2週間以内になされているか	14
	(8) 検診結果は少なくとも5年間は保存しているか	15
4. システムとしての精度管理	(1) 精密検査結果及び治療結果の報告を、精密検査実施機関から受けているか	16
	(2) 都道府県がプロセス指標(受診率、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応的中度)に基づく検討ができるようデータを提出しているか	17
	(3) 実施主体へのがん検診の集計・報告は、老人保健事業報告に必要な項目で集計しているか	18

◆2 評価方法

「大腸がん検診のためのチェックリスト【検診機関】」のチェック項目18項目中、基準を満たしている度合いで次の分類とする。

- A. 「基準」を全て満たしている。
- B. 「基準」を一部満たしている。(1～4項目満たしていない)
- C. 「基準」を相当程度満たしていない。(5～9項目満たしていない)
- D. 「基準」から極めて大きく逸脱している。(10項目以上満たしていない)
- E. 回答がない。